

東京高裁平成13年7月19日判決・判例タイムズ1107号266頁

精神疾患の治療を受けていた患者が、隔離室内で自死をしたという事案で、遺族は「医師は、患者がうつ病であったのに神経症ないしヒステリー性人格障害と誤診し、うつ病治療に必要な診療をしなかった」と主張しました。

裁判所は、患者の家庭での言動等から、自殺念慮が認められるにもかかわらず、身体抑圧や監視の度合いを強化するといった自殺防止義務を怠ったとして、病院の責任を認めています。

この裁判例は、病院の誤診自体の責任を問うものではなく、誤診をもとに適切な治療を受けさせることができず、自殺防止義務を果たせなかったとして、病院の責任を認めたものになります。